

令和6年（2024年）5月

平塚市議会臨時会議案

議 案 目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 報告第 2 号 専決処分の報告について | 1 |
| 議案第 3 8 号 専決処分の承認について 〔平塚市市税条例の一部を改正する条例〕 | 1 5 |
| 議案第 3 9 号 専決処分の承認について 〔令和 5 年度平塚市一般会計補正予算〕 | 2 1 |
| 議案第 4 0 号 専決処分の承認について 〔令和 5 年度平塚市競輪事業特別会計補正予算〕 | 2 5 |
| 議案第 4 1 号 専決処分の承認について 〔令和 5 年度平塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算〕 ... | 2 9 |
| 議案第 4 2 号 専決処分の承認について 〔令和 5 年度平塚市病院事業会計補正予算〕 | 3 3 |
| 議案第 4 3 号 専決処分の承認について 〔令和 5 年度平塚市下水道事業会計補正予算〕 | 3 7 |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年12月12日(火)午前11時50分頃、消防署警備第一課職員が相手方マンションで救急活動を行った際、搬送中にバランスを崩し、窓の面格子をつかんだところ、これを破損させたものです。

これは、当方職員の安全管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金(修繕料) 52,800円

3 賠償の相手方

平塚市八重咲町 [REDACTED]
ライオンズマンション平塚駅前管理組合
理事長 [REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、横浜市都筑区川和台18番2号 株式会社ケー・アイに支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月15日

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年12月21日（木）に、花水公園にある樹木の根が相手方敷地内に侵入し、汚水管及び汚水桝を破損させたことが判明したものです。

これは、樹木の管理が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 351,450円

3 賠償の相手方

平塚市花水台 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市花水台 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

別 紙 3

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年10月4日（水）午後3時15分頃、こども家庭課職員の運転する軽乗用車が、平塚市御殿四丁目5番1号付近の丁字路を右折しようとした際、右方向から直進してきた相手方自転車の左前部と市車両の右前部が接触し、これを破損させ、相手方を負傷させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

| | |
|---------|----------|
| 賠償金 | 106,148円 |
| （内訳）治療費 | 40,207円 |
| 休業損害 | 18,300円 |
| 慰謝料 | 25,800円 |
| 修繕料等 | 21,841円 |

3 賠償の相手方

平塚市徳延 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金のうち、治療費は平塚市山下三丁目17番11号 医療法人社団久保田整形外科医院及び平塚市山下三丁目17番12号 望星旭薬局に支払い、休業損害、慰謝料及び修繕料等は、平塚市徳延 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別紙

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平塚市市税条例の一部を改正する条例…………… 別紙

令和6年3月30日

平塚市長 落合克宏

別紙

平塚市市税条例の一部を改正する条例

平塚市市税条例（平成元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第9項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和6年度分の普通徴収に係る個人の市民税に関する特例）

59 令和6年度分の普通徴収の方法による個人の市民税の徴収については、法附則第5条の9第1項の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第320条本文」とあるのは「第320条ただし書」と、同項第2号から第4号までの規定中「1月中」とあるのは「12月中」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の附則第9項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合 克 宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度平塚市一般会計補正予算（第9号）…………… 別冊

令和6年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏

議案第40号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度平塚市競輪事業特別会計補正予算（第4号）…………… 別冊

令和6年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏

議案第41号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度平塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）…………… 別冊

令和6年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏

議案第42号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度平塚市病院事業会計補正予算（第2号）…………… 別冊

令和6年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月20日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度平塚市下水道事業会計補正予算（第4号）…………… 別冊

令和6年3月31日

平塚市長 落 合 克 宏

